

マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）

マイナンバー制度とは

マイナンバーは住民票を有するすべての方に、1人1つの番号を付して、社会保障や税金、災害対策などの分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるものです。

マイナンバー制度のポイント

国民の利便性の向上

社会保障や税関係の申請時に提出書類が減るなど、面倒な手続きが簡単になります。

行政の効率化

国や地方公共団体の間でマイナンバーを利用した情報連携を行うことで、行政手続きが正確でスムーズになります。

公平・公正な社会の実現

情報を正確に把握できるようになるため、不正受給の防止や本当に困っている方へのきめ細かな支援が可能になります。

マイナンバー（個人番号）

住民票を有するすべての方に、**1人1つの番号（12桁）**が通知されます。

はじめてマイナンバーが付番された方へのマイナンバーの通知は、以前までは「通知カード」を送付する方法でしたが、「通知カード」が令和2年5月25日に廃止されたため、「個人番号通知書」を送付する方法に変わりました。

「通知カード」は、住民票の記載事項（氏名・住所など）と一致している場合に限っては、引き続きマイナンバーを証明する書類として利用できます。

「個人番号通知書」はマイナンバーを証明する書類としては使用できません。

マイナンバーを証明する書類

マイナンバーカード	マイナンバーが記載された顔写真付きのカード 初回は無料で作成できます
マイナンバーの記載された住民票の写し マイナンバーの記載された住民票記載事項証明書	1通250円 ・本人、同一世帯人による請求→その場で発行 ・代理人による請求→委任状が必要 →証明書は本人の住所に送付
住民票記載事項と一致している通知カード	氏名・住所などが変更になった場合は使用できなくなるのでご注意ください

お問い合わせ

住民課 福祉環境係 ☎ 0947-62-3000 (代表)